

# 荒廃農地の発生防止と解消について

## <対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

### <荒廃農地になる前に>

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

### <荒廃農地の発生防止と解消の取組>

#### ○ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・ほ場整備事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



#### ○ 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



#### ○ 鳥獣害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



#### ○ 粗放的利用による維持保全

従来通りの営農が困難な農地において、放牧や蜜源作物の作付け等粗放的な利用を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策） 等



#### ○ 地域における協議

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、荒廃農地の発生防止と解消に取り組むことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。



#### ○ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・就農準備資金・経営開始資金
- ・都道府県、市町村単独事業 等



#### ○ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



#### ○ 農地中間管理事業

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・遊休農地解消緊急対策事業 等



# 荒廃農地の発生防止と解消について

## <発生防止と解消の具体的ツール（例）>

### 【地域・集落の共同活動】

#### 1. 多面的機能支払交付金

《実施期間》 平成26年度～ 《補助率》 定額

##### ○事例 おおさ水土里の会（愛知県小牧市）

- ・平成19年度から遊休農地の発生状況の把握、解消の取組を開始。
- ・遊休農地の解消・保安全管理のため、現地調査や土地所有者の情報収集、草刈等を実施。
- ・遊休農地の活用のため、近隣の営農者に、耕作を行うよう働きかけ。



#### 2. 中山間地域等直接支払交付金

《実施期間》 平成12年度～（第5期対策：令和2～6年度） 《補助率》 定額

##### ○事例

##### 七折東広域協定（宮崎県日之影町）

条件不利地の荒廃農地の復旧を行うとともに農作業受託を中心にトマトや葉草など農産物の生産。  
（荒廃農地解消面積：2ha（H29））



町内の農用地は小面積で階段状



法人による農地の復旧作業

### 【きめ細かな農地整備等】

#### 1. 農地耕作条件改善事業

《実施期間》 平成27年度～

《補助率》 1/2等

《事業費要件》 200万円以上



畦畔除去



水路の更新

#### 2. 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業

（定住促進・交流対策型）

《実施期間》 令和2年度～

《補助率》 55%等

《地域要件》 指定棚田地域等

- 1は事業メニュー「営農環境整備支援」、
- 2は事業メニュー「産地振興追加補完整備」、「指定棚田地域保全整備」において、<耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備>が可能

### 【本格的な農地整備等】

#### 1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

《実施期間》 平成30年度～

《補助率》 1/2等

《面積要件》 10ha以上（中山間5ha以上）

（農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず実施可能）

#### 2. 中山間地域農業農村総合整備事業

《実施期間》 令和2年度～

《補助率》 55%等

《面積要件》 中山間10ha以上（生産・販売施設等と一体で実施する場合は5ha以上）  
（耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編が可能）

### 【鳥獣害対策】

#### 鳥獣被害防止総合対策

《実施期間》 平成20年度～

《補助率》 1/2等、定額

《事業要件》 鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画を作成する



放任果樹の伐採



侵入防止柵の設置

### 【地域ぐるみの話し合いを通じた粗放的利用等の取組】

#### 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

《実施期間》 令和3年度～

《補助率》

ソフト定額

（土地利用構想の策定、実証事業等：交付額上限1,000万円）

（粗放的利用体制整備：交付上限10,000円/10a等）※3年間を上限

（農用地保全等推進員の措置：交付上限250万円）※活性化計画の作成又は作成見込み

ハード定率（55%等、交付額上限2,000万円）



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】